

「社民フォーラムしもきた」規約

(名称及び所在地)

第1条 この会は、「社民フォーラムしもきた」と称し、「社会民主主義フォーラム青森」に所属する会員のうち、原則として下北地域に居住する会員で構成し、主たる事務所は事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 この会は、社会民主主義（以下、社民主義という）の理念・政策・運動を発展させることを主たる目的とする。

(事業・活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 主に県内における社民主義の理念・政策などの研究及び啓蒙に関すること。
- (2) 労働団体や市民団体などとの連携・協力に関すること。
- (3) 会員相互の情報交換及び交流の促進に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な活動に関すること。

(会員)

第4条 第2条の目的に賛同し、「社会民主主義フォーラム青森」に入会を希望し原則として下北地域に居住する者。(但し、どの団体に所属する者も排除しない)

2 一般会員と協力会員とする

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代 表 1 名
- (2) 副 代 表 若干名
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 会計監査 1 名

2 役員は総会で選出する。任期は2年とし、再任を妨げない。

(組織運営)

第6条 この会は、「社会民主主義フォーラム青森」の地方組織として設置し、地域内の組織、活動に責任を負わなければならない。

2 この会は、「社会民主主義フォーラム青森」の運営及び活動について意見を反映することができる。

(決議機関)

第7条 この会に、総会と役員会を置く。

2 総会は、この会の最高決議機関であり、すべての会員で構成し、代表が招集して毎年1回開催し、次のことを決める。

3 総会は、代表が招集して毎年1回開催し、次のことを決める。

- (1) 活動方針と活動報告
- (2) 予算と決算
- (3) 規約の改廃
- (4) 役員を選出
- (5) その他重要な事項

4 役員会は、総会に次ぐ決議機関であり、会計監査を除く役員で構成し、必要に応じて代表が招集して、次のことを決める。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会後に発生した重要事項

(3) 活動方針の具体化

(4) その他、目的達成に必要な事項

5 総会及び役員会の議事は、出席者の過半数の賛成で可決する。

(経費)

第8条 この会の会計は事務局長が取り扱い、経費は寄付金、その他の収入を充てる。

(会計年度及び会計監査)

第9条 この会の会計年度は、1月1日から12月31日までとし、事務局長は、収支状況を整理して年1回会計監査を受け、その監査の意見書を付して総会に報告しなければならない。

付則

第1条 本規約は、本会設立の日（2021年3月13日）より効力を発する。

第2条 本規約が、中央本部規約、社会民主主義フォーラム青森と齟齬を生じた場合は、次の総会で調整する。